

会 議 録

会 議 の 名 称	第8回藤井寺市子ども・子育て会議
開 催 日 時	平成28年3月29日(火) 10時30分から12時00分
開 催 場 所	藤井寺市役所 本庁3階 入札室
出 席 者	委員：岡本祐典・花崎由貴子・福森節子・山本利江・森田菜緒・ 矢倉智世・岩下房子・土井 義博 (敬称略)
欠 席 者	委員：大西慶一 (敬称略)
会 議 の 議 題	1. 会長・副会長の選任 2. なな保育園の幼保連携型認定こども園移行にかかる利用定員の確認 3. 市立道明寺こども園設置の報告 4. 教育・保育の確保に関する進捗状況
会 議 資 料	1. 次第 2. 座席配置図/出席者一覧(資料1) 3. 藤井寺市子ども・子育て会議の役割〔再確認〕(資料2) 4. なな保育園の幼保連携型認定こども園移行にかかる利用定員の確認 (資料3) 5. 市立道明寺こども園設置にかかる利用定員について〔報告〕 (資料4) 6. 藤井寺市 教育・保育の「量の見込み」(資料5) 7. 第8回藤井寺市子ども・子育て会議委員名簿(資料6) 8. 藤井寺市子ども・子育て会議条例(資料7) 9. 藤井寺市子ども・子育て会議規則(資料8)
会 議 の 成 立	成立
傍 聴 者 数	0人
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点筆記
記録内容の確認方法	会長の確認を得ている。
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開

藤井寺市子ども・子育て会議 第8回会議

日時 平成28年3月29日(火) 10時30分～12時

場所 藤井寺市役所 本庁3階 入札室

1. 開会

2. 議事

- (1) 会長・副会長の選任
- (2) なな保育園の幼保連携型認定こども園移行にかかる利用定員の確認
- (3) 市立道明寺こども園設置の報告
- (4) 教育・保育の確保に関する進捗状況

3. 議事録

事務局：委員数9名中8名の出席で会議が成立。

事務局：それでは次第に沿って進めます。

まず、本会議の会長・副会長の選任ですが、「藤井寺市子ども・子育て会議条例」第5条第2項に規定されていますとおり、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名することとなっています。

この会議では、施設の利用定員について扱うほか、前回までの会議に諮らせていただきました「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」の評価や調査などをしていきます。

したがってこの事業計画に精通した方、具体的には計画の立案に携わった委員の方が相応しいのではないかと存じます。前回まで会長を務めておられました大西委員につきましては、本日欠席となっておりますので、出席されている委員の中から、前回副会長に就任しておられました土井委員に会長をお願いしたいと考えております。

これについて、委員の皆さま、意見などはございますか。

～異議なし～

事務局：ありがとうございます。

それでは土井委員につきましては、会長に選任ということで進めさせていただきます。続きまして副会長の選任ですが、こちらは会長からの指名で選任を行うこととなっております。本日はご欠席されておられる委員もいらっしゃいますが、いかがいたしますか。

会 長：会長からの指名ですが、次回の会議まで待ついただくことはできるのでしょうか。

事務局：大丈夫です。

会 長：副会長にも、前回までの計画策定に携わっていた方が良いと思うのですが、本日は、大西委員が欠席ですので、次回の会議に副会長を考えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

～異議なし～

事務局：副会長の指名については、次回の会議等まで待つということで会議を進めたいと思います。
以降の議事進行を土井会長にお願いしたいと思いますので、引き続き、議事進行をよろしく
お願いいたします。

～会長挨拶～

会 長：それでは次第に従って議事を進めてまいりたいと思いますが、前回の開催から時間も経ち、
本日は新たなメンバーも参加いただいていますので、この藤井寺市子ども・子育て会議がい
ったいどういうものなのか、どういった事柄を取り扱い、議論していくのか、といった会議
の基本的な役割について、今一度、確認を行いたいと思います。
このことについて、事務局から説明をお願いします。

～事務局より資料 2 に沿って説明～

会 長：事務局からの説明で、何かご意見ご質問はありますか。

～質問なし～

会 長：なな保育園の幼保連携型認定こども園への移行の件ですが、先程、説明があったように、こ
の会議では、既存の保育所や幼稚園が認定こども園になる際、その利用定員の確認を行う市
に対して意見を述べることになっています。
今回、民間の認可保育所である、なな保育園が幼保連携型の認定こども園へと移行するに当
たり、新たに 1 号認定、つまり教育標準時間の認定を受ける子どもを、新たに設定すること
になります。これの詳細について事務局の方から説明をお願いします。

～事務局より資料 3 に沿って説明～

会 長：ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問などございましたら、お願いします。

委 員：+15 人というのは、3, 4, 5 歳で 5 人ずつ増えるということですか。

事務局：5 人ずつです。

委 員：28 年この 4 月から始まりますが、もう募集されているのですか。

事務局：1 号認定児につきましては、幼稚園と同様、施設と保護者の直接契約というかたちになりま
して、募集は実際に行われています。仮に、子ども子育て会議の中で、確認できないという
ことになれば、それは施設と保護者の個人的な契約、つまり市から施設型給付が支払われな
いで利用はされている、というかたちになります。基本的には、現在、なな保育園を利用さ
れている方が、次年度以降に保護者の就労形態等が変わることで、保育所の部の 2 号認定で
はなく、幼稚園の部の 1 号認定を受けますか、という意向調査はすでにかけておられ、まず
そういった方から切り替わったと聞いています。

委 員：市は、ここが私立だから人数の把握をされないのですか。

事務局：基本的には施設との契約になるのですが、お金を支払う作業が出てくるので、人数の把握はしております。しかし、次の４月に実際これが何人かは、まだ把握できていません。

委員：この地域には、藤井寺南幼稚園と藤井寺西幼稚園がありますが、そちらのほうは園児数がかなり減っています。なな保育園が１号を受けられることで、影響はありますか。

事務局：まだ、なな保育園のその１５人が、藤井寺南幼稚園や藤井寺西幼稚園のほうに影響が出たかはわかりませんが、今の公立の入所の受付数はわかりますので、報告します。
藤井寺南幼稚園が２７年５月１日時点で、本園が２９人、分園が２３人です。２８年の今の時点で受付数は、藤井寺南幼稚園が２５人、分園が２２人です。藤井寺西幼稚園につきましては、２７年５月１日では３７人が、今年の今日時点では２５人ということで、減ってはいますが、これはこの２園だけが減っているのではなく、すべての園が今年かなり減っていますので、特にこの２か所だけが顕著に減っている傾向は出ておりません。

委員：実際、保育園で長時間預かってほしいという保護者が増えている認識がある中で、１号を新しく受けられるようになったことが、ニーズとしてあっているのでしょうか。長時間預かってもらえる上で、仕事をしたい、仕事をしないと家計の部分で大変だ、という方がたくさん増えておられている中で、１号認定をすることは効果があるのでしょうか。

事務局：２号３号、特に本市の場合では、３号の低年齢児で待機児童がいる状態になっています。２号の定員が減って１号が増えるようなら、市としても難しい判断になりますが、この表を見ただけでも、２号の定員は７２人をキープしたまま、１号を新たに増やすので、市のほうの待機児童の面では影響は出ない。逆に、利用されている保護者の目線に立てば、急に仕事を辞めたり、産休等入ったりしたときに、施設を変わらなくてよいというメリットのほうが大きいのと思います。

委員：確認ですが、藤井寺は３歳から５歳の待機児童はいないのですか。

事務局：市全体でみると、３歳児で若干、待機児童がいます。

委員：待機児童がいるという中で、公立の幼稚園が３歳児保育を始めることは、まだ計画されないのですか。

事務局：現時点ではそのような予定はありません。

委員：ニーズ調査などでありましたが、３歳児保育を始めてほしいという、公立幼稚園に通われている保護者の声をよく聞きます。公立は４歳５歳児保育なので、下の子が３歳の時に預かってほしいとなると、私立の幼稚園になるということで、３歳児から公立幼稚園に預かってもらいたいとの声がある。藤井寺の場合、子どもがすごく減っているわけではないが、幼稚園の部屋が空きのある状態であるので、市として３歳児保育に力を注いでほしい。

会長：他に意見はありますか。

委員：３、４、５歳児、５人ずつの１５人が一つのクラスになると思うが、教育上どうなのか。それぞれで運動量も違うと思うが、別々にするのでしょうか。

事務局：それぞれの年齢クラスの中に 5 人ずつ、3 歳児の子どもは 3 歳のクラス、4 歳の子どもは 4 歳のクラスに入るというかたちになると、ななこども園のほうでは、今、考えていると聞いています。

委 員：その子どもたちは、昼過ぎには抜けるのですか。

事務局：教育の時間の子どもに関しては、午後からは別の動きになると思います。

会 長：他に何かございますか。

ないようですので、ここまでに出了た内容を会議での意見として、次の議事に移りたいと思います。

市立道明寺こども園ですが、以前の会議からも報告を受けておりますように、道明寺幼稚園と第 2 保育所の一体化施設として、藤井寺市が自ら整備しているものであります。こちらは公立となりますので、会議として、具体的な意見を提出するというわけではありませんが、道明寺こども園は、藤井寺市でも最大規模の施設となり、今後の事業計画を進めるうえで重要な施設となってくるだろうと思いますので、現在の進捗状況などを含め、事務局から報告をお願いします。

～事務局より資料 4 に沿って説明～

会 長：ただいま事務局より説明のあった内容について、ご意見、ご質問などございましたら、お願いします。

委 員：校区以外の方で、道明寺こども園に入りたいとおっしゃった保護者はいないのですか。

事務局：これは幼稚園と保育所の一体施設で、こども園という名前を付けておりますが、認定こども園ではなく、あくまで道明寺幼稚園であり、第 2 保育所です。道明寺幼稚園については、教育委員会のほうで園区を定めており、その園区以外の方については、お断りをしています。問い合わせがありましても、この園区だけという案内をしていますので、実際に申し込まれている方はいません。

委 員：地域によっては、藤井寺幼稚園に来るよりこども園に行くほうが近く、そちらほうがいいという声は出なかったのかと心配でした。保護者の声を聞いていると、実情がよくわからないだけに、預かり保育の有無などで、同じ市に住みながら、差を感じられている方はいと思います。藤井寺市の幼稚園・保育所は、手を加えてくれていますけど、昭和のたたずまいがずっと残っている中で、1 つだけ際立って美しく見えるので。

また、保育所と幼稚園が初めて一緒になることで、先生方も戸惑うことがあり、これからどうなるのか、思い悩まれることが増えると思います。

事務局：教育のほうに関しては、今年から総合教育会議という、市長と教育委員とで話し合う場の中でも、幼児教育は話し合いされています。それとは別に教育委員会として、教育振興基本計画というものを策定しよう、という動きがあります。4 月に入るとパブリックコメントをとっていく予定だと聞いています。

委 員：道明寺幼稚園は 140 人定員ですが、今年度の入園は何人ですか。

事務所：概要にあります、4 ページにある園児、クラス数の 28 年度見込みのところに、昨日現在の数字を入れております。その中の 4 歳児はな組 29 名と、5 歳児にじ組 26 名が幼稚園の子どもで、合わせて 55 人です。

委員：ここは、幼稚園と保育所は、クラスが別ってことですか。

事務局：別になっています。

委員：先ほどの、なな保育園は一緒のクラスで大丈夫なのでしょうか。帰る時間に、保育園の子がお昼寝をしている間に、幼稚園の子を帰すという配慮が必要ではないのですか。

事務局：もともとが保育園なので、保育園的なやり方で、短時間の子どもも受け入れることをお聞きしております。認定こども園で、厳密にいうと幼稚園ではないので、幼稚園と全く同じか、と言われればそうではない、あくまで 1 号認定の子どもを 4 時間を標準として保育する、ということです。

委員：じゃあ、なな保育園では、幼稚園の先生が見るわけではないのですか。

事務所：なな保育園の場合は、認定こども園になりますので、今度新しく制度化された、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方をもっている、保育教諭という方が見ます。

委員：道明寺こども園の、はな組とにじ組は、幼稚園の先生ですか。

事務局：当然、資格としては両方もっていますが、任用としては、幼稚園の先生は幼稚園教諭として発令され、保育士は保育士として発令されてクラスを見ています。

委員：しばらく幼稚園と保育園が別のクラスになるというわけではなく、ずっと別々ですか。

事務局：開園から 1 年間はお互いを知る期間ということで別です。これまでの 3 年間、交流事業を行ったり、先生同士の話し合いをもったりしてきましたが、一緒の場所で保育を行わないとお互いの 1 年間の流れなどがわからないということで、1 年間はお互いを理解し、そこから極力行事も合わせて、活動も合わせて、最終的には混合クラスにしたいという話はしています。

委員：混合クラスになった時に、資料でこども園の 1 日の流れっていうのを見ると、保育所と幼稚園では、対応スケジュールがちょっと変わってくるのですね。

事務局：3 時には帰る幼稚園と、すくなくとも 5 時までいる保育所では変わってきます。保育所児がお昼寝をしている間に幼稚園児が帰るなど、子どもの気持ちに配慮した対応は必要です。

委員：この 1 日の流れは藤井寺オリジナルなのか、他府県のこども園のされてるところのモデルがあつてのことなのですか。

事務局：オリジナルです。

他府県のこども園を見に行きましても、基本は午前中を中心に一体の活動をして、午後は別というかたちが多いです。藤井寺の場合、保育所は 5 歳児でもお昼寝をさせます。それはど

うしても時間の関係で、朝 7 時から預かる関係で、やっぱりお昼寝がないともたない、ということがありますので。他市のこども園によっては、登園時間が遅くお昼寝ができないということもありますが、藤井寺はそうにできないので、こういう 1 日の流れを作らせてもらっています。

委 員：先にされている他府県の例を参考になさった結果ですか。

事務局：公立の幼保一体施設は見に行かせてもらいましたが、それぞれのところでかなり工夫をされてやっておられます。

委 員：保育所と幼稚園の子どもたちが一緒になると、教え方に混乱はないのですか。

事務局：当分はあると思います。幼稚園というのはあくまで学校なので、まず生活、その中で教育を行うという保育所とは差があります。

委 員：ここに通う子どもは、公立の幼稚園のような入園準備品を、保育所の子どもも買うということですか。それに対して保育所に通っている保護者に抵抗はないのですか。

事務局：この部分は今までになかったものなので、説明会等でしっかり説明させていただきました。ハサミ、ノリ、クレパスなど園から貸与していて、最後に返してもらっていたものを、買ってもらう代わりに、今以上のものを提供しましょう、というかたちでさせてもらっています。

委 員：登園時も、制服は着せていくのですか。

事務局：体操服上下と紺色のトレーナー又はセーターを制服としています。幼稚園児は常時着用ですが、保育所児は体操服上下とトレーナーを 1 着は用意していただき、行事や遠足の時、みんなですろえる時には着てもらいますが、それ以外の時は私服になります。

委 員：遠足には一緒に行くのですか。

事務局：資料の主な行事予定のところで、秋口ぐらいから共通行事の遠足などは一緒に行きます。

委 員：運動会は別なんですね。

事務局：運動会は、幼稚園では 4 歳 5 歳児はたくさん出番がありますが、保育所はほぼ 1 回か 2 回なので、そこで昨年との差を感じられる方もいるので、今回は別にしています。

委 員：運動場の使い方は時間差ですか。

事務局：大きい園庭については、小さい子どもが終わったら順に大きい子どもというかたちで、使っております。そこに、幼稚園の子どもが時間を指定して使うというかたちになると思います。

委 員：幼稚園の預かり保育を見ていると、利用されている方が多いと思います。道明寺こども園では、幼稚園児たちは、保育のほうに行くのではなく、また別に預かり保育があるのですか。

事務局：そうです。

委 員：保育のところとはまた別に、幼稚園の預かり保育は預かり保育である。保育所の延長保育は延長保育であるということなんですね。

事務局：はい。クラスが別なので、その時だけ違うクラスに入るといことはしません。

会 長：他に何かございますか。

なければ最後の議題となります、教育・保育の確保についてですけれども、まずは事務局のほうからひととおり説明をお願いします。

～事務局より資料 5 に沿って説明～

会 長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった藤井寺市の教育・保育の確保について、何か意見はありますか。

なければこれで本日の議題はすべて終了となります。

本日は、なな保育園の認定こども園移行と公立である道明寺こども園の報告がありましたが、今後も藤井寺市で認定こども園への移行や新たな施設が設置され、確認を行う際には、こうして子ども・子育て会議を開催し、委員の皆さまのご意見を伺っていくこととなりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

4. 閉会

事務局：それでは、これで第8回藤井寺市子ども・子育て会議を閉会したいと思います。
皆様お忙しい中、誠にありがとうございました。